

参議院石炭対策特別委員会会議録第五号

昭和三十九年四月七日(火曜日)
午後二時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君
理事 柳木 亨弘君
徳永 正利君
大矢 正君
小宮市太郎君
牛田 寛君

委員

江藤 智君
大竹平八郎君
亀井 光君
松平 勇雄君
吉武 恵市君
阿具根 登君
阿部 竹松君
小柳 勇君
柳岡 秋夫君
鈴木 一弘君
田畑 金光君

國務大臣 福田 一君
通商産業大臣 登君
政府委員 通商産業 竹下 登君
政務次官 通商産業 新井 眞一君
石炭局長 通商産業 川原 英之君
山保安局長 通商産業 山保安局長

事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

説明員

通商産業省石炭局長 佐成 重龍君

本日の会議に付した案件
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岸田幸雄君) たいだいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。本日は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案について、前回に引き続き質疑を行なうこととなりましたから御了承願います。

○委員長(岸田幸雄君) では、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 この前、質問をいたして中絶しておりましたので、そのあと少し質問してみますが、この前の質問で明らかにいたしましたのは、政府出資が三億円と供託金移管分が四億八千万円、積み立て金が三億八千万円を財源として、まあ十億三千万円の貸し付けを行なうという予定で三十八年度が完了した、こうなっておりますが、当初の計画のとおり資金が三十八年度は集まったかどうか。また、現段階において貸し付け額が大體六億円程度とい

うことであつたと思つておりますが、計画との差がずいぶんあるようですが、どういふ理由によるのか、基金の業務の現状とあわせてひとつ答弁を願います。この前質問いたしましたのと少し重複しておりますが。

○政府委員(新井眞一君) 先般概略御説明申し上げたのでございますけれども、なお、ただいまの御質問によりまして、やや詳細にお話を申し上げます。と思つて、先般申し上げましたように、今年度三十九年度といたしまして、全般の臨時鉱害関係の復旧といたしましては、三十億を考へておるわけでございますが、その臨時法によりまして三十億の中で、鉱業権者といつた

御負担を考へておるわけでございますが、これがおむね十億でございます。御承知のように国と地方の基金、それに鉱業権者の納付金をもちまして臨時鉱害の復旧をやっております関係上、鉱業権者のほうで負担いたしますものが、いまの三十億の総経費の中で約十億でございます。そのほか臨時石炭鉱害復旧法に伴います効回復ではございませんで、むしろ自己復旧と申しますか、あるいは一時的に打ち切りをやりましたり、あるいは毎年毎年、たとえば田畑ができないということによりまして毎年の賠償金額、そういうものがございましてございまして、その分が一つの自己復旧をいたしますが、十億、これはいまの鉱業権者の負担金としてかかってまいりますのが約十億。さらに先ほど申しましたように、

毎年収獲が減りますものでございまして、そういう関係で金銭で賠償いたします年々賠償というのがございまして、これが約十億でございます。ちよつと端数をはしょっておりますが、そういう臨時法によるものに金銭でかかってまいりますもの、総計いたしまして三十四億六千万円という形に相なるわけでございます。そのうち十四億、約二十四、五億円でございまして、この分は自己調達を期待をいたしておるわけでございます。この関係は、あるいは現在の炭鉱でございまして、はたして自己調達ができるかどうかという問題、確かに一つの問題点ではございますけれども、この中には、御承知のように、整理交付金をもちまして、整理交付金の補助金で付与する分がございまして、さらに給付留保と申しますか、そういう関係で自己調達できる分野もあるわけでございます。そういうものを見込んでおるわけでございます。したがって、三十四億六千万円中二十四億六千万円は、何とか炭業者が自己調達できるものではなからうかということから、あとの十億につきまして本担保基金から融資をしようとする。こういう計画であるわけでありまして、はたしてそのとおりいくかどうかという御質問でございます。三十八年度炭業者の自己調達いたしました金額はおおむね十七億でございます。来年度も約十七億くらいは自己調達できる。そのほか整理交付金の関係で私ども約七、八億

はいけるのじやなからうかと思つております。これは先般申し上げたかと存じますが、供託金の中で取り戻しと申しますか、そういうものをやはり一億ばかり見込んでおられて、その総計が石炭業者の自己調達できる金額と考へておるわけでございます。したがって、純粹に自己調達できまざるものは十七億くらいでございますけれども、ほかに整理交付金からの分がある。それから供託金の積み立て金の取り戻しがあるということで、約二十四、五億くらいは自己調達ができるので、あと十億を準備をして支障のないようにいたしたい、こういう考へ方でございます。

○阿具根登君 局長のその考へ方はわかるのだけれども、私たちが心配してゐるのは、局長もいまして言われたんですけれども、二十四億六千万円、この金がはたして業者からできるかどうか。実際の炭価の状態も、御承知のように予算委員会でも質問いたしました。まあ油が現在石炭に換算して三千円切っております。こういう状態の中で、私はいまの石炭の能力といたして、経営者がこれにそれだけの金をさくことができるかどうか、さくかどうか、こういう問題を考へる場合に、あまりにもこれは甘きに失しておるのじやないか。そういうことを考へるひずみはどうなるか。そういうことを考へる場合、まあ計画だからやってみなきゃわからぬと言つてしまへばそれですが、非常にこの計画に危険性が

鉾書の復旧臨時措置法になっておりまして、四十六年度というものを見過して、その間どういふふうな仕事を進めていくか、またその間どういふふうな鉾書が出てくるかというふうな想定なり判断なりをいたしておるわけでございますが、その情勢をいかにつまんで申し上げますと、その後四十六年まで発生をいたすと予想されますものが、いまの三百五億にさらに百七十三億ふえまして四百七十八億程度のものに相なるというふうな考えをおるわけでありまして、しかも、その間四十六年度そのときにおきましてまだ不安定な鉾書でございます、将来処理を要するといふふうなもののあることは御承知のとおりでございます、不安定なるがために四十六年度までに処理が不能だと考えられますものが百七十九億でございます。したがって、四十六年度末までに処理をやつていくといふものが先ほど申しました四百七十八億から百七十九億を引きました二百九十九億、約三百億というものを三十九年から四十六年に至ります間に復旧をいたしていかなければ相ならぬ、こういう形になるわけでございます。その二百九十九億、約三百億の中で自己復旧、先ほどもちよつと申し上げましたが、自己復旧をいたしますものと、それから臨時鉾書復旧によりまして、いわば臨時鉾書と申しておりますが、二つに分けられるわけでございます。臨時鉾書復旧のほうは御承知のように国土保全という面から、国も地方も金を出しまして農地なら農地に回復をしていく効用回復の分でございますが、これが百七十五億でございます。これは自己復旧が百二十四億、そういう姿

に一応の想定をいたしております。したがって、国で補助をいたしまして復旧をいたします分、すなわち、臨時鉾書関係におきまして百七十五億なるものを四十六年まで処理をいたしてまいるわけでございます、その最初の三十九年度——今回の三十億と申しますのは、これの中の三十億でございます。したがって今後四十、四十一年、それそれおのおの三十億の処理計画ですべてまいますと、あとは二十億ぐらゐに大体下がつてまいりました。百七十五億は処理可能でございます。三十九年度から四十六年でございまして、約八年間でございまして、二百四十億になりまして、百七十五億、三十九、四十、四十一年ぐらゐは少し……、少しどころじゃない、気ばりまして、処理をとり急いでまいりたいというふうな考え方でおるわけでございます。

〇阿具根登君　そうすると、その場合、自己復旧は全然計算に入れておられないのですか、自己復旧は百二十四億ですか、いままで。それじゃ自己復旧できない場合の処置はどうなんですか、先ほどから質問しておるものの一貫した流れなんです、自己復旧で百二十四億ができるのだというところで、政府は百七十五億を考えておられるのですね。そうして年々歳々三十億なり、二十億なりしていけば、八年間で大体片づくのじゃないかとおっしゃるけれども、この百二十四億という自己復旧がなされない場合には、一体どういふ対策を考えられるかということなんです。

〇政府委員(新井眞一君)　先ほど阿具根先生のおっしゃいましたのは、三十億の鉾書復旧をやる場合に、石炭業者の負担する自己調達分が心配である、こう言われた。いま私の御説明申し上げましたのは、その三十億の分を含んだのが百七十五億でございます、そのほかにさらに百二十四億だから一そ心配だ、こういう御意見でございますが、それは自己復旧でございますが、これはまあ臨時鉾書によりまして、もとどおり直してもらうよりは、むしろお金で処理をいたしたいという被害者の申し出等がございまして、折り返しがつく場合にこういう形で処理をいたすわけでございます、したがって、はたして四十六年までにこのとおりのかどうかという問題でございますが、これは一応私どももいままでの実績その他から考えましても、そういうケースもかなりございまして、おのおのいけるかと考えておりますけれども、はたして話し合いがうまくいかないということによりまして、また臨時鉾法で効用回復をやるのだというような方面にこれが移ります場合には考えられないかなきゃならぬかと思つて、大体、この自己復旧のほうは金銭で賠償のけりをつけてしまふほうがいいのだ、これはむしろ被害者の立場や何か、いろいろございまして、そういう面がございまして、お答えになったかどうか存じませんが、いづれにいたしましてこの問題、確かにそうなつていくというふうには思いませんけれども、おのおのこのくらの形でいけるのではなからうかというふうな考えでおるわけでございます。

〇阿具根登君　その自己復旧の場合には、各社、各企業でそれぞれ鉾書も違ってくるから、一がいに言えないと思つて、政府が言っている三十億四億六千万、こういうやつの場合、会社は大体トン当たりどのくらの鉾書賠償をばじておるか、これはわかりませんか。

〇政府委員(新井眞一君)　先般も申し上げたかと存じますが、今後採掘してまいります場合には、それぞれこの地質条件であればどのくらの鉾書になるだろうという想定から、いまから一トン当たりどのくらの積み立てをいたさないといふ形でやっておりますが、現在出ておりますのは、過去に採掘をいたしましたその結果が出ておるものが相当ございまして、したがって、三十四億も権者の負担金がある、そいつを五千万五百万トンの割った額がトン当たりの負担だとは簡単に言えません、ずっと前からの採掘に言及しております、ちよつと前からの採掘、なかなか複雑なトン当たりの値段かと思つて、ちよつとたいたいすぐにどのくらのらいたいことは申し上げにくいんでございまして、けれども、おのおのトン当たり採掘する場合には、鉾書としてどのくらのコストがかかるかとお話でございます、それが、先般申しました十七億というものが、大体四分の一でございますので、その十七億を四倍いたしました六十八億でございますか、大体そのくらい、これは平均でございます、状況によつて悪いところもございまして、そんなようなところではなからうかと思つて、ただ、現在出ておるものも、過去の乱掘、そのようなものが累積いたしました出ておるわけでございますので、トン当たりどのくらのらいた

あつたかといふことは、ちよつといふ手元に計算がないわけでございます。

〇阿部竹松君　関連して、ただいまの石炭局長の御答弁ですが、五千五百万トンとか、五千万トンとか、これは北海道も入るんですか。総出炭量は、北海道は全然関係ないわけですね。山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本の一部、です、五千五百万トンの標準なんかにならないわけですか。ですから、あなたの御答弁のとおり、戦争当時、終戦当時、あるいは終戦以後の鉾書の復旧をやつておるわけですが、しかし、あなた方が計数を出して何十億何千万円かかるという基礎は、今日までたどつてきてどのくらいかかたという基礎が、そこに集計されて今度の国会に出ておる。これは、採掘の見通しとなつて出ておるわけでしょう。ですから、明確にわかるわけですか。あなた、わかりませんかと言つて、たとえば、この筑豊地区はトン当たり一千円かかる、ここは六百円より、ここは四百円だといふことで、わからぬはずがないんです。それを基礎にしてあなた方出しているんです。それがわからなくて三十億だ、四十億だという論議はとてできないわけだ。明確にわかっているはずですか。

〇阿具根登君　ちよつといまの追加して、阿部委員のおっしゃるとおり、たとえば三十八年度で五億八千万ばかり出しては行かぬですね。そうすると、条件があるはずなんです。その条件から考えれば、二十四億というのはトン当たりどのくらい出さねばならぬか。どこに幾ら貸したんだから、そこはどれだけの積み立て金があるはず

〇阿具根登君　その自己復旧の場合には、各社、各企業でそれぞれ鉾書も違ってくるから、一がいに言えないと思つて、政府が言っている三十億四億六千万、こういうやつの場合、会社は大体トン当たりどのくらの鉾書賠償をばじておるか、これはわかりませんか。

〇政府委員(新井眞一君)　先般も申し上げたかと存じますが、今後採掘してまいります場合には、それぞれこの地質条件であればどのくらの鉾書になるだろうという想定から、いまから一トン当たりどのくらの積み立てをいたさないといふ形でやっておりますが、現在出ておりますのは、過去に採掘をいたしましたその結果が出ておるものが相当ございまして、したがって、三十四億も権者の負担金がある、そいつを五千万五百万トンの割った額がトン当たりの負担だとは簡単に言えません、ずっと前からの採掘に言及しております、ちよつと前からの採掘、なかなか複雑なトン当たりの値段かと思つて、ちよつとたいたいすぐにどのくらのらいたいことは申し上げにくいんでございまして、けれども、おのおのトン当たり採掘する場合には、鉾書としてどのくらのコストがかかるかとお話でございます、それが、先般申しました十七億というものが、大体四分の一でございますので、その十七億を四倍いたしました六十八億でございますか、大体そのくらい、これは平均でございます、状況によつて悪いところもございまして、そんなようなところではなからうかと思つて、ただ、現在出ておるものも、過去の乱掘、そのようなものが累積いたしました出ておるわけでございますので、トン当たりどのくらのらいた

あつたかといふことは、ちよつといふ手元に計算がないわけでございます。

〇阿部竹松君　関連して、ただいまの石炭局長の御答弁ですが、五千五百万トンとか、五千万トンとか、これは北海道も入るんですか。総出炭量は、北海道は全然関係ないわけですね。山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本の一部、です、五千五百万トンの標準なんかにならないわけですか。ですから、あなたの御答弁のとおり、戦争当時、終戦当時、あるいは終戦以後の鉾書の復旧をやつておるわけですが、しかし、あなた方が計数を出して何十億何千万円かかるという基礎は、今日までたどつてきてどのくらいかかたという基礎が、そこに集計されて今度の国会に出ておる。これは、採掘の見通しとなつて出ておるわけでしょう。ですから、明確にわかるわけですか。あなた、わかりませんかと言つて、たとえば、この筑豊地区はトン当たり一千円かかる、ここは六百円より、ここは四百円だといふことで、わからぬはずがないんです。それを基礎にしてあなた方出しているんです。それがわからなくて三十億だ、四十億だという論議はとてできないわけだ。明確にわかっているはずですか。

復旧の設計とかいろいろ技術的な問題もございまして、大体七億ぐらいが復旧事業団としてやり得る範囲だろうという考えもありますけれども、四十億、米年度七億という形で処理をしまっているということもございまして、

○阿具根登君 とうするのとスクラップのやつも三百億の中にはいっておるわけなんです。

○政府委員(新井眞一君) さようでございます。

○阿具根登君 それも含めて現行法で百七十五億、今後毎年二十億程度の鉱害が発生すると予想して四十七年度までの八年間にこれを復旧してしまおうのだと、こういう計画なんです。

○政府委員(新井眞一君) さようでございます。

○阿具根登君 次に質問を変えますが、先般の衆議院で質問がされておりましたが、上水道を地元町村に引き継ぐ場合に、地元町村の負担を増大させないようすべきだということがなされておったようでございます。

それに対して二五%を国庫補助と起債で考慮するところのことであつたのを、各省の協議の結果と云つて、国の補助率を検討する、こういうことが言われておるので、衆議院において、とうするとこれは二五%の補助率を引き上げられるということに解釈していいのかわかりかねます。そしてそれは米年度でなければいけないのか、それから全額起債を認めておられる、その元利償還は地方交付税によって補てんするとうようなことを言われておるわけなんです。この二つは一体どういふ確信を持って言っておられるのか。二五%、これは上げるのだ、補

助率を。こういうことを確認していいのか。とすれば大体どのくらい上げられるのかですね。償還金については地方交付税で見られるということになつておるけれども、これは上積みで見られるのか、一体どうされるのか。このところは非常に希望を持っていいようであるけれども、ばく然としているから、その点はつきりさしてもらいたいと思つたのです。

○政府委員(新井眞一君) 産炭地におきます上水道に関する対策についてでございますが、お話のございましたように、各省協議をいたしました結果「補助率について引き続き検討いたします」ともなつておるわけでありまして、引き上げるということはお出でおりませんが、それとあわせまして、いまの全額起債なり、あるいは元利償還金に對します地方交付税による補てん、これは行なうということも明確になつております。したがつて御質問の要である補助率につきましては、引き続き検討するということでございます。

○阿具根登君 とうすると補助率は引き続き二五%やつていくかどうかを検討するとうことなんでしょうか、それとも二五%では少しひどいようだから、少し上げるように検討しようという、どつちなんですか。

○政府委員(新井眞一君) この二五%は非常に少ないという非常に強い御意見があつたわけでございます。衆議院におきまして、飲み水じゃないか、二五%はいかぬじゃないか、こういうことでありまして、それを受けましてそ

れをひとつ検討したい、こういうことになつておるわけでありまして。

○阿具根登君 衆議院の質問のあつたことはもつともなことでありまして、それは人間の生活に必要欠くべからざる上水道が、いまのようでは非常な問題をどこでも起こすわけなんです。それを二五%じゃ少ないからこれは検討するのだ、これは上げる考えで各省と協議するのだ、こういうことに解釈してよろしうございませうか。これは大臣からひとつ聞いておいて、私はいつて質問をやめます。

○國務大臣(福田一君) 気持ちの上でそういう考えでおります。

○阿具根登君 大臣の答弁になると、まことにとらえどころのないようなことを言われるのですが、気持ちの上でというのを抜かして、上げるように努力するという答弁にはなりませんか。

○國務大臣(福田一君) それならば言い直して、上げるように努力いたします。

○阿部竹松君 法案の内容をお尋ねする前に、数年前に、昨年なくなつた日鉄二瀬鉱業所、ここでの鉱害賠償に關して不当支払いか過払いかわかりませんが、二、三千百万の金を余分に払つたことがある。あの問題はどうか処理してありますか。

○政府委員(新井眞一君) ただいま御質問の点は、私報告を受けておりません。

○阿部竹松君 直接関係のない私どもすら承知しておるのに、局長は御承知おきなくとも、説明員の鉱害担当の課長が知らぬとはふしぎですね。別にここでそれを追及するという意味じゃない

しに、今後数百億の金を使ってこれを運営していけるかというのですから、明確に聞いておきたいと思つたのです。

○説明員(佐成重範君) 日鉄二瀬の鉱害処理のお話でございます。この鉱害処理は当事者主義によりまして、当該会社と被害者との間におきまして、この協議をしつづけていくというところでございます。ただ、この日鉄二瀬はその後鉱区を分割してございまして、一部ずつ合理化事業団の整理交付の対象にしておることでございます。また、この整理交付の対象にいたしましたのは、まだ整理交付の対象にいたしましたから数日しかたつておりませんので、おそらくその合理化事業団が支払つたということには該当しないので、日鉄二瀬と被害者との当事者間の賠償の話だろつと思つております。まあ当事者間の賠償のことでございます。まあ当然これは、被害者あるいはその他の関係者から、通商産業局長に對しまして、いろいろ異議の申し立て、あつせん依頼、あるいはひいては和解仲介というふうな、通商産業省といたしまして介入するやうな契機がございまして、その際に取り上げる次第でございます。原則的には、鉱業法の原則に基づきまして、当事者間の関係にゆだねる次第でございます。当事者間からそのやうな、通商産業省が介入するやうな契機が、まだ発生しておらないやうなふうに私も解しておる次第でございます。

○阿部竹松君 それに間違ひありませんか。私の聞いておるのと全然……、二瀬鉱業所と復旧に当たる業者との関係でなく、二瀬鉱業所に対して、その二、三千百万を返還せよという指令を出

したと、こういうんですが。

○説明員(佐成重範君) 二瀬鉱業所に對して二、三千百万ですか、返還の指令を出したと申しますと、おおよそ賠償に關しましては、賠償額は、賠償義務者たる鉱業権者が被害者に支払うというところでございまして、これは全く当事者間にゆだねる次第でございます。したがつて官庁、通産省を主体といたしまして、この官庁が返還指令とかいふことはいいはずでございますが、この合理化促進法に基づきますところの整理交付金の中から、賠償の所要資金に留保する、留保したものを石炭鉱業合理化事業団が代位弁済するということでございます。しかしながら、この日鉄二瀬に關しましては、日鉄二瀬が、自主的に賠償処理を進めておりますので、私どもの聞いております範囲では、そのやうな指令というふうなことが、起こる契機がないのではないかと考えております。ただ、きわめて最近のことでございますけれども、日鉄二瀬の子会社におきまして、旧二瀬鉱業を幾つかの鉱区に分割いたしましたので、そのうちのひとつが、合理化事業団に對しまして整理交付を申し入れまして、それが整理交付の対象として決定されたというところは承知しております。それも、ただ、留保割合、賠償に振り向けます留保割合というふうなものは、これは私、たしか十日ほど前であつた記憶しておるものでございまして、そういうことがきまりまして、交付決定になりましたから、賠償の申し出の公示を行なうわけでございますので、まだそこまでの段階には至つていないやうに私承知しております。

○阿部竹松君 あなたは、知って御答弁なさっておられるのか、全然知らぬで

かっこうつけるためにおっしゃってお

るかわからぬけれども、私は、二瀬の鉱

区が伊岐須炭の租鉱権でやったり、

二瀬にかわって高雄鉱になったりして

おる今日のことを言うておるんじやあ

りませんよ。数年前起きたでしょう、

二千四百六十万円か幾ら……。その起

きた事件の、これは鉱害に關係しての

ことなんです。それがどういふことに

なりましたかというところをお尋ねして

おるわけです。しかし、当時、あなた

が御關係がなくて、御承知おきないと

いうことだと、全然違うことを答弁し

てもらっても、速記録に違ったことが

つくから、お気の毒ですから私はやめ

ますが、そういう答弁では、これは違

うでしょう。知らなかったら知らない

でよろしい。

○説明員(佐成重範君) 数年前の事柄

で、そういう返還というふうなことで

ございますれば、私、全然聞いており

ません。

○阿部竹松君 川原保安局長さんにお

尋ねしますが、筑豊あるいは田川地区

へ参りますと、通産省にも届けない、

保安局でも知っておたり知らない、

たりする採掘現場がありますね。俗に

斤先掘り、タヌキ掘り、三尺くらい表

土をはがすと石炭が出るものですか

ら、その辺を掘り散らす、トラク一

台に十人くらい連れていって……。そ

ういふのがたくさんあるわけですか。

これも鉱害の対象になると思うのです

が、これの手当では、保安局長さんの

答弁になるか、石炭局長さんの答弁に

なるかわからぬけれども、こういうの

が無数にあるのは、どういふことにな

りますか。

○政府委員(新井眞一君) いまお話を

ございまして斤先とか、あるいは盗

掘りございまして、これは私も、特

に、三十八年度あたりふうな生産状

態でございまして、石炭が足りない

というふうな状況もございました関係

上、かなりそういうケースが出ており

ました。これはあくまでも鉱業法の違

反でございまして、私どものほうで

も、極力これを取り締まるようにして

おりますが、何ぶん人手も足りませ

るので、警察とも一緒にやります、中

には告発するというようなことでやっ

ておるのもございまして。これは、あ

くても鉱業法の違反の問題でござい

ます。

○阿部竹松君 鉱業法の違反は、当然

警察の手にゆだねて取り締まってい

だかなければなりません、それはそ

れでよろしいのですが、それが鉱害を

起こす場合、どうするのでしょうかと

後段のほうをお尋ねしているのです。

○政府委員(新井眞一君) 今度、国会

でお願い申し上げます。鉱業法の改正に

からみまして、そのような問題は、鉱

害というふうにならざるやむを得ず

も、現在まで、現行法におきまして

は、これは不当な行為に伴うもので

ございますので、したがって、当然これ

が隔鉱法上の鉱害になるというふうな

解釈は、少し—少しどころじゃな

い、法理論的には無理なようござい

ます。

○阿部竹松君 しかし、石炭局長さん

も御承知のとおり、今年掘って明年

害が起きるところもあれば、あるいは、三年後に自然と地盤沈下して

を起す場合もある。田地田畑の下を

採掘したのと、あるいは道路、住宅の

付近を採掘したのと、これは違う場合

もある。これはどこへ行つたか、三年

前あるいは二年前に採掘した御当人が

おられない、こういうのが枚挙にいと

まないほど、筑豊に行つたらあるわけ

なんです。これの処置は、どうなさる

んですか。

○政府委員(新井眞一君) 実際問題と

して、いろいろ、下で採掘をした業者

も違ひましようし、あるいは現在、所

在が不明だという—過去の状況によ

りまして、現在、いろいろ御迷惑をか

けておる鉱害もあるわけでございます

て、そういうものにつきましましては、

いわゆる無資力鉱害ということ、でき

るだけ弾力的に運用してまいりたいと

思いますが、ただ、先生のおっしゃる

ように、盗掘だけで明瞭にそこに鉱害

があらわれているというふうな場合に

おきましては、法理論上は問題がある

というふうな考えておるわけござい

ます。

○阿部竹松君 その場合には、阿具根

委員の質問にお答えなされた金額の中

から、国で出費して処置する、こうい

うことに相なりますか。

○政府委員(新井眞一君) さようで

ございまして、無資力の七億の中に、そ

ういふケースは入っておるわけござ

いまして、これは、国と地方とで両方

協力いたしまして復旧をいたします。

○阿部竹松君 そういう金額は、今日

まで何%くらい占めておるわけですか。

○政府委員(新井眞一君) ただいま、

ちょっとどのくらいであるというふう

に、明確にはわかりかねております。

○阿部竹松君 合理化事業団のほう

で、石炭局長のほうに報告ないわけ

ですか。事業団独自の立場で鉱害復旧を

やっておられるわけですか。

○政府委員(新井眞一君) これは、先

生よく御承知だと思ひますけれども、

鉱害につきましましては、先ほど鉱害課長

が言いましたように、被害者と権者の

ほうで、弁済計画あるいは仮弁済計画

というところで事が進みまして、その上

で通産局長が認定いたしましたという

うことがいろいろ積み重なった結果、

どのくらいの復旧がやれる、どのくら

いの予算が要るだろうというところで

お願いをいたしておるわけございま

すので、現実にかつときましまして

て、そうして報告をされておるものも

ございまして、いまおっしゃいますよ

うに、特にむずかしい盗掘とか、ある

いは不当の行為によりますものは、な

かなかむずかしいと思ひますので、先

ほど申しました四十億の、無資力の中

でごく一部じゃなからうかと思ひます

が、あるいは条件によつては混在をし

ておりました、筑豊あたりでは混在を

いたしておるかもしれないし、その

辺のところは、たゞいま明確にお答え

ができません、こういうことを言ってお

るわけでございます。

○阿部竹松君 主務大臣である福田通

商産業大臣が御承知であるなら最も好

ましいことだと思ひますが、しかし、

そういう末端のことまで主務大臣は御

承知おきないだらうと思ひます。しかし、

石炭局長とか鉱害課長さんあたりは、

国の金を出すわけなんですから、当然

監視監督というむずかしいことは言

いませんけれども、連絡あつて、御承知

あつてしかるべきだと思ひ、私はそう

考へるわけですか。しかし、全然御承知

なければ、これはやむを得ない。これ

は事業団の当事者にこの席へおいで

願つてお聞きする以外に方法はない。

次にお尋ねしますのは、金銭賠償

と、実際田地田畑の場合、復旧工事を

やつて補てんしてやる分とあるわけ

ですが、たんば一反大体どのくらいの

ペースでやられるわけなんですか。

○政府委員(新井眞一君) 先ほど申し

ますように、効用を回復するわけであ

りますので、したがって、復旧するの

に非常に金がたくさんかかつては問題

があるということから、現状反当たり

三十五万円というものを一応の基準に

いたしまして復旧の仕事を進めてお

るわけでございます。

○阿部竹松君 金銭賠償の場合ほどの

くらいですか。

○政府委員(新井眞一君) 金銭賠償の

場合は、これはおおむねでございます

が、効用回復をいたします総経費の半

分というところでございます。

○阿部竹松君 そういうことになりま

すと、筑豊に参りますときに相当聞

かしますが、そこに大ボス、小ボス、代

弁者かわかりませんが、中におつて、

事業団なり、あるいはその当該業者、

会社というところに代弁者という

ほうが適切か、あるいは代行者とい

うほうが適切か、筑豊には無数にお

るんですね。そういうのが農民なり中小企

業の代表で、私が一切委任されたとい

うことで横行しておる、こういう事実

がある。これは御承知かどうか知りま

せんけれども、そういう事実に基づ

いて、私どもが、国から、あるいは鉱業

権者から補償のために、復旧のために

出した金が正しく被害者に渡つてお

ぬのではないかと、どういふ心配があ

る。これから数百億の金を出してやるわけなんです、これは業者を困らすでも応援するわけですから、しかし、それが全部が実際与えられる被害者に渡るのであれば問題ない。ところが、被害者にいくまで何%か天引きされる、こういうことについて何らかの処置を講ずる必要がないかということなんです。

○政府委員(新井眞一君) 山を閉山いたしました際に整理交付金を出します

が、その際に、未払い賃金につきましては、御承知のように、留保いたしまして、事業団が代位弁済をやっております。この場合は、やはり復旧の仕事に要ります金でございますので、被害者に渡る金もございまして、主として復旧のための金でございますが、いま先生のおっしゃいますのは、おそらく金で片づけようというふうな金銭賠償の問題だと思いますが、現在私どもも、実はそういう話も聞いておるわけでございまして、ただ、賠償と申しますのはたくさん人数でございまして、したがって、やはりある程度何と申しますか、組みになりましていろいろ権者なり、あるいは市町村なり、あるいは復旧事業団のほうと話し合いをやっておりますわけでございますので、そういう際に、やはりそのためのいろいろな諸費用と申しますか、そういうものもあるいは若干見なければならぬ分もあるのではないかと考えますが、私どもは、できるだけそういうことのないように、直接被害者の方々に一切の金が渡るようにするのが理想的だと思っております。やはりそういう交渉でございまして、そういう面でのやはり何と申しま

すか、手数料と申しますか、そういうものは歓迎はいたしませんけれども、困ったことと思っておりますけれども、そういう実態にあることは聞いております。

○阿部竹松君 確かにいま局長の御答弁になったように、困ったことであって、これは何とか処置しなければならぬわけですが、加えて、いままで筑豊には、斜陽産業といわれても、三井とか三菱とか住友、あるいは明治、こういう大企業があったわけですから、筑豊には三井とか三菱とか明治、住友、こういうふうな大企業がなくなる、地方大手といわれる大正にしても高松にしても、御承知のように、前回の委員会で問題になりましたが、ほとんど組みになりまして、だんだん――石炭局長が何とおっしゃって、増加の一途をたどっております。そうすると、いままでのような感覚で鉱害復旧作業をやろうとしても、協力態勢を政府がつくったとしても、相手がだんだん力が弱くなって、いままで三割なり四割を応援してあげれば復旧できたものが、今度五割も六割も七割も応援しなければならぬという状態が起きてくる、こういう懸念等はないですか。

○政府委員(新井眞一君) さような御趣旨の意味におきまして、無資力鉱害復旧というふうな事態は、やはり順次増加するんじゃないかというふうなことを考えております。

なお、先ほどお話のございました金銭賠償について上はねをやっていこうという事態の問題でございまして、この件につきましても、むしろ今後これも鉱業法の改正によりまして、鉱害の客観的な認定と申しますか、幾ら大きな声を出しても、大体客観的にはこれくらいでございましてよといった仲裁の形での判断にやや拘束力を持たせるといふふうな形で改正したいと思っております。現場のほうではどのくらい被害を受けたんだ、いや、そうじゃないかろうというふうな話し合いでものをきめておったところに、いま言ったような困ったような現象が起こるんじゃないかと思っておりますので、そういう場合には国が入りまして、大体こういうこととでございまして、その仲裁、その判断についていままであまり拘束力がなかったわけでございますが、それに少し力を持たせるといふふうな改正を考えておりますが、そういう面でもかなり改善が行なわれるんじゃないかというかと考えるわけでございます。

○阿部竹松君 さいせんから鉱業法の改正を隠れみののように、ことばは悪いが、使って、鉱業法の改正、鉱業法の改正と、こうおっしゃるが、私が見せていただいた鉱業法の改正案は、そうかゆいところへ手が届くような改正になっておりませんか。私が見てからまた原案がかわれば別ですが、そういうことになっておられないんです。それと同時に、そのくらい鉱業法というものを中心にして鉱害復旧の作業、あるいは復旧工事をやろうとするのであるならば、今国会に鉱業法の改正が出たわけですから、その鉱業法の改正のほうを改正してからの法律を出すのがよかったですか。鉱業法の改正案をいつまで待たないですか。鉱業法が本質ですからね。鉱業法の改正案をいつまで待たないですか。今国会に鉱業法改正が出たんで

すから、鉱業法の改正をやって、それに基づいてこの法の改正を行なうというのが私は筋だと思っておりますがね。

○政府委員(新井眞一君) 御質問の話がたまたまそこ及びましたのでそういうことを申し上げたのでございまして、何と申しましたも、大宗は臨鉱法に伴う効回復ということ、日夜九州のほうでは商店もあれでございますし、農家の方も、もっと早くひとつ復旧をしてくれということをやっておりますわけでございますので、そういった面で鉱業権者の金の足らない分を少しも国で助成をしていこうというためのものでございまして、いまの鉱業法の関係と申しますのは金銭賠償の問題で、一部は何かと申しますか、困ったような事態があるんじゃないかとおっしゃいましたので、その分については困ったことであるけれども、何とかそういう方向で少しでも改善をしていこう、こう申し上げたわけでございます。

○阿部竹松君 立ち会い討論会でないから、よけいなことは言いませんが、いま鉱業法が今国会で成立しても、今日以後起きた鉱害ではあるけれども、やった原因はもう二年前、三年前、四年前ということになるわけです。それと今日時点からいって法改正をやっても、三年前、四年前の大体採掘した現場がそういうことになるわけですから、ですから、やはり鉱業法の改正によって云々というのであれば、当然先に鉱業法の改正をやって、そしてこの本法を論議するのがたまたまそへ及んだからということではなからうと思

○政府委員(新井眞一君) 御質問の話がたまたまそこ及びましたのでそういうことを申し上げたのでございまして、何と申しましたも、大宗は臨鉱法に伴う効回復ということ、日夜九州のほうでは商店もあれでございますし、農家の方も、もっと早くひとつ復旧をしてくれということをやっておりますわけでございますので、そういった面で鉱業権者の金の足らない分を少しも国で助成をしていこうというためのものでございまして、いまの鉱業法の関係と申しますのは金銭賠償の問題で、一部は何かと申しますか、困ったような事態があるんじゃないかとおっしゃいましたので、その分については困ったことであるけれども、何とかそういう方向で少しでも改善をしていこう、こう申し上げたわけでございます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねしたいことは、この採掘ばかりでなく、九州に参りますと水洗炭というのをやっておりますが、一べん採掘したズリを水洗いして石炭をとっておるわけですか。あれも相当とにかく害毒を流すように――まあ外見しかわかりませんが、あれをそのままに放置しておいては、やはり相当長い間影響するのですが、あれについての見解はどうなんですか。

○政府委員(新井眞一君) 水洗炭につきましては、水洗炭法というのがございます。これはやはり先ほど申し上げましたように、盗掘、斤先等とも、若干の似通った点がございまして、石炭が非常に足らなくなるという場合に、かなりそういう限界のな供給と申しますか、ふえてまいりわけ

ございませぬが、私も、これは石炭
鉱業の全般の合理化を進めておる段階
では、そういう供給力というものはあ
まり歓迎をいたしておりませんが、し
かし、まあ地方のやほり情勢によ
りまして、そういう事態もあるのでは
なからうかというふうな考えておりま
す。

○委員長(岸田幸雄君) ちょっと速記
をとめて。

○委員(岸田幸雄君) 速記を始め
て。

○小柳勇君 大臣が来られるまで、石
炭局長に二、三小さい問題ですけれど
も、聞いておきたいのですが、ことし
の六月に粕屋の志免炭鉱が閉山するこ
とを労使きめました。もうあそこは三
菱の勝田も閉山されておるし、ほとん
ど粕屋炭田といわれるものは、大きい
炭鉱はないわけですね。それが鉱害が
安定するのは正確に一体どのくらいか
かるでしょう。

○政府委員(新井眞一君) 志免炭鉱の
閉山に關しましては、いろいろ問題が
あるようでございまして、特に運輸省
からいろいろ御連絡もいただいております
わけですが、その場合に、鉱害
の安定するのはいつごろかという御質
問でございまして、明確にお答えは
いたしかねると思っておりますけれども、お
おね採掘をいたしましてから二年半な
いし三年くらいには鉱害が安定する
というふうな聞いております。

○小柳勇君 そうすると、ここに三十
八年末の鉱害累積が三百五億、いま論
議しているのは三十四億六千万、その
中の一億の金の利ざやのことを論議し
ているわけですが、三百五億のこの累

積鉱害というのは、もし全部、——こ
れはかりの仮定ですよ、全部閉山する
ものとしたら、一体どのくらいかかっ
たら安定するのですか。

○政府委員(新井眞一君) この三百五
億のうち、先ほどもちょっと御説明を
申し上げたのでございまして、さらに
今後四十六年までにふえていく分もご
ざいまして、その中で百七十九億程度
は不安定で処理が不能であろう、こう
申し上げておるわけでございますが、
これもいずれも今後の発生いたします
鉱害でございますから、この三百五億
につきましては、ただいま現在におい
てどのくらいが不安定で、どのくらい
が安定かという点につきましては、
ちょっと手元に資料がないわけござ
いまして、少なくとも、本年お願
いたします三十億につきましては、これ
はもちろん安定した鉱害の処理になる
わけでございます。もちろん三十億程
度じゃなくて、もっと膨大なものが安
定鉱害としてあるかと思っておりますが、こ
の三百五億の中には、相当まだ不安定
な鉱害もあるわけでございます。

○小柳勇君 さっきの粕屋炭田の論法
でございますと、三百五億の累積鉱害に
ついては、一年間に少なくとも八十億
から百億くらい処理していかなければ
安定度に落ちついていかぬでしょう。
そういうものはどう考えておるのだ
か。

○政府委員(新井眞一君) お話のよう
に、不安定な鉱害で、物理的にすぐ復
旧にかかれぬというのはいさしかた
ありませんけれども、少なくとも、
二、三年すれば安定するわけござ
いますから、この累積した三百五億を迅
速に処理してまいりますためには、

このうちの安定鉱害について相当馬力
をかけなければならぬということに
なるのは先生のおっしゃるとおりで
ございますが、ただ、いろいろ認定の問
題とか、あるいは復旧の技術的な問
題、あるいは復旧事業団の処理能力、
この処理能力と申しまして、単にや
たらに人をふやすというだけではござ
いまして、それぞれ技術者、そうい
うものも整えなければなりませんし、
あるいは鉱害復旧の順序と申しま
すか、下を先にやると上が変になると
いう点もございまして、こうい
ろいろな問題を考えながら、おおむね
年三十億くらいの処理をやつてまい
りたい、ただし、そういう面ではまい
りまして、かなり時間がかかるわけ
でございますけれども、できるだけ迅速に
いたしますが、三百五億あるから、した
がって、これを速急に二、三年間で
それを処理するということもなかなか
困難な状況がございましてわけ
でございます。

○小柳勇君 石炭局長の答弁の範囲で
聞いていますから、あとまた大臣の御
意見を聞きましようが、われわれは産
炭地振興計画として大きく言ってお
るわけですね。その処理能力の問題と
か、処理の復旧の技術的な問題で
賠償の復旧を考えてもらつては困るわ
けです。それでは企業誘致もできない
し、産炭地振興計画そのものもできな
いわけですよ。産炭地振興計画を十
年計画などというのでは、もう産炭
地は死んでしましますからね。私ども
が言いたいのは、この鉱害賠償にして
も、産炭地振興計画の一環として、こ
の失業者をどうするか、この荒れた山
をどうするか、これは鉱害復旧の技術

的なものとか、そういうもので見ても
らつては困るわけですよ。基本的な政治
的な問題はあとで大臣に聞きますけれ
ども、いま石炭局長が技術的なもの
か能力の問題とか言われたけれども、
そういうことでどういう三十億六千万
とかいうものを考えておるのですか。

○政府委員(新井眞一君) 私の申し上
げましたのは、おおむね三十億程度は、
ずつと鉱害処理をいたしますときの
相当ピークの段階であるかと考えてお
ります。ただ、先生あるいはお話し
の具体的な志免の問題ということに
なれば、これは現在生産をやつてお
るときは、これは現在生産をやつてお
りなからうかと申しましたので、志免は
かなり前から採炭をいたしておりま
せんから、そういう面ではかなりもの
は相当安定しておると思つたので、
その分は復旧しようと思えばやれると
いうことになるわけでございます。

○小柳勇君 鉱害復旧事業団の処理能
力は、実際にはいたしてないのですか
ら、四カ所だけだと思つたわけでも
も、四カ所しかないのだけれども、
産炭地振興計画がフルで運転するとし
たら、金額に見積もつて一体何億ぐら
いの処理能力があるのですか、一年間
に。

〔委員長退席、理事徳永正利君着
席〕
○政府委員(新井眞一君) 先ほど申し
ますように、おおむね三十億程度と考
えております。

○小柳勇君 そうしますと、私どもが
ずつと産炭地振興計画で考えている、
一日も早く鉱害を復旧して、工場誘致
など、産炭地振興計画をしようとする
には、その鉱害復旧事業団というの

ネットワークですか。それはどうでしょう
か。

○政府委員(新井眞一君) ネットと申
しますのは、この産炭地振興事業団があ
るから復旧ができておるわけござ
いまして、産炭地振興をやる場合に、ど
うもそこに産炭地振興が残つておる、した
がって、産炭地振興のための振興はできな
いというふうなものは、この三十億で
私は処理できるのではなからうかと思
います。したがって、そういう何と申
しますか、それをどのようにや
るかという問題などにつきましては、
やはり実行上の問題として考えなければ
ならないと思つたわけでございます。

○小柳勇君 三百五億のもの、北海
道はまだどんどんやつておるから、た
とえば筑豊炭田の半分といたします。
その百五十億の産炭地が起つて累積し
ているとすると、それが安定には、二
年半から三年ぐらいで安定するとする
と、筑豊のほうはもうほとんど山とい
うのはないのです。もう二、三しか
ない。そうすると、百五十億の累積産
炭地というものの大半は安定したのも
あるし、半分ぐらゐ安定しているのも
あると思つたが、三十億ぐらゐの能力
の産炭地振興事業団だけでは処理でき
ない。あとはいろいろほかにもや
りますが、産炭地振興を計画するために
フルにやるとしたら、いま筑豊炭田で
行なつておる、しかも、これから二年
なり三年後に、安定した産炭地につ
いては完全に処理できますか。

○政府委員(新井眞一君) お話の意味
が私の答えとちぐはぐになつておるの
か存じませんが、産炭地振興の
ためには、土地造成なりボタ山処理な
りやつておるわけでございます。産炭

れないわけなんですか、どうですか。
○政府委員(新井眞一君) 一度鉱害だ
というところで復旧の仕事をやりまし
て、そのあとで、どうもまだ完全に回
復されておられないような事態につきま
しては、やはりそれだけの道を講じて
おります。しかし、ある一定期限を限
りまして、その間でもう一ぺん再検査
をいたしまして、あるいは金銭で補う
か、あるいは効用でやるか、そういう
ことは、たてまえてはできることに相
なっております。

○小宮市太郎君 いまのような状態
で、その一定の期間というのは、法律
を讀みませんから、どうも質問がしに
くいわけですが、そうすると、一定の
期間というので「応きめられておつて
も、先行き非常に不安定であるとい
うので、そこで金銭でひとつ賠償して
くれと、こういうようなこともできるわ
けですか。

○政府委員(新井眞一君) いまのたて
まえては、復旧の仕事をやりましたか、や
はり工事の欠陥と申しますか、完全に
工事をやってなかつたからだとするこ
とで、ある一定期限をつけてやると
一ぺん再検査を請求をしてやるとする
という形、先生おっしゃいますよ
うに、かなりそれからずっと年限がたつ
て、やはりどうももうまういかに、思っ
たとおりの収獲ができない、こういう
場合に、それをもう一度これを救うと
いう手は現在ございませんが、その場
合、そういう問題もございまして、
そういう場合の救済として、やはり新
しいもう一つの鉱害と考えるかどうか
か、そういうようなことで、これも逃
げるようございませうけれども、農林
省のほうでいろいろ検討を加えておる

段階でございまして、明確にここで、
そういう非常に年限のたった場合にそ
うなるというふうには明確には言い切れ
ませんけれども、その辺の問題は農林
省のほうでも検討を加えておると思
います。

「理事徳永正利君退席、委員長着
席」

○小宮市太郎君 農林省のお話がいま
出たわけですが、農業の構造改善事業
というのを農林省でやっておるわけ
ですね、産炭地振興という一面、石炭局
で考えたわけですね。だから、その産
炭地振興に農業をどういうように乗
せていくか、農業の改善事業をそこへ
乗せて産炭地の振興に役立としてい
う、こういう計画等も、現地といいま
すか、産炭地においては真剣に考えら
れておる。ところが、いまの御答弁に
ありましたように、鉱害復旧、農地の
回復はしたけれども、効用回復である
完全な昔のような回復はしていない。
そこで、何と云つた土地のこと
すから、ある一面に土を乗せるとい
うと、ある一面が下がったりねじれて
くる可能性が当然あるわけですね。だ
から、相当の期間土地の移動といいま
すか、ズレといいますか、そういうもの
があるわけですね、それで川下のほう
が高くなつて川上が低くなる
というような、農業には全く適地でない
ようなそういう状況さえも出てくる可
能性がある。ですから、せっかくこの
産炭地振興というところで、せつかくこの
を奨励したり、いわゆる果樹園芸を奨
励したりして、農業の改善事業とい
うことをそれに乗つけてやるとい
う、こういうことを総合的にや
つて、根本的に土地の不安定さからこ

れていくということがあり得ると思
うのです。また、事実あるのです。そ
ういふ場合に、これはだれも補助して
くれない。石炭局は、いや、農林省
だ、農林省は、いや、これは鉱害だと
いってお互い同士にやられたんでは、
せつかくの総合的なそういう計画を立
てているのがむだになると思つてい
ます。そういう点はひとつ十分農林省と
通産省といいますか、石炭局等との話
し合ひでもって総合的に考えられな
ければならぬと私は思ふのですが、ど
うでしょう。

○政府委員(新井眞一君) お話のよう
な状況もあるやに聞いておりました。
農林省とよく打ち合わせをいたした
と考えておりますが、この臨鉱法のた
てまからいたしますが、その辺が
非常にむずかしい感じになっており
すけれども、実際、農林省とよく打ち
合わせをいたしました。何とかそうい
う面の改善につかましてもやつてい
くようにいたしたいと、こう考えてお
ります。

○小宮市太郎君 その点はそれで十分
ひとつと双方で話し合ひをいたしまし
て、産炭地の幾分の振興になるよう
にやつていただきたい。

それから、さつき御答弁にありまし
たように、三十八年度までに無権者、
無資力者の鉱害が約四十億あるとい
うお話ですが、それは国と地方でこれ
を出して復旧するのだ、三十九年度
は七億程度だ、こういうお話し、国と
県というのはどういうような比率にな
るのですか。

○政府委員(新井眞一君) これはもの
によつて違つてございしますが、た
とえば農地におきましては国が八三

%、都道府県が一七%、それから、公
共施設におきましては、たとえば上水
道におきましては、たとえば上水
の場合には上水道の管理をいたしま
す地方公共団体でございまして、市町
村になるかと思つて、これが三七・
五%、それから、家屋、地盤等復旧費
というのがございしますが、これが
六五%、都道府県のはうが三五%とい
うようなくあいに、それぞれの復旧対
象によりまして変わつておるわけ
でございます。大体以上のような姿
でございます。

○小宮市太郎君 国が八三%、ある
いは六五%程度のそれぞれ金を出して
らうのですが、地方においては、た
とえば市町村においては、産炭税とい
は皆無になると思つて、あるいは
皆無にならなくても、石炭から入る取
入といふのは非常に少なくなるわけ
ですね。これが地方に負担させられる
というところは、かなり地方財政とい
うのを圧迫すると思つて、そういう
県の一七%、あるいは三五%以上の負
担といふものは、たとえば国の国庫支
出金やその他にどういふような関係
で入り込みますか。

○政府委員(新井眞一君) 無資力者の
害に對します地方財政の分担金につ
きましては、次のような措置をとつ
ただいておるわけでございます。その
うちの八割を起債、あとの二割のうち
が、これを特別交付金でみてもら
う、先ほど申しました八〇%の起債の中
で、元利償還が参りました元利償還を
いたします際には、そのうちの五七%
は普通交付税でみるという形になつ
ておりますので、実質的に申しますと六
一・六%は国であつて、五七%という形に
相なるわけでございます。
○阿部竹松君 議事進行についてです
が、だいぶ時間も経過いたしましたの
で、きょうはこれで打ち切つて、そ
うして本案を採決するかどうかとい
うことをこれからここで理事さん同
士で話し合つていただいて、自後、理事さん
の集まりで正式にきまつたかどうか
かきませんが、復旧事業団、あるいは
産炭地のほうの代表に来ていただ
いて、ここで参考意見も聞きたいとい
うこともありますので、そのことを
ちよつとはかつていただきたいと思
います。
○委員長(岸田幸雄君) 速記をやめ
て。
○委員長(岸田幸雄君) 速記を始め
て。
〔速記中止〕
他に御発言もなければ、質疑は尽
きたものと認めて御異議ございせんか。
○委員長(岸田幸雄君) 御異議ない
ものと認めます。
それでは、これより討論に入りま
す。御意見のある方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。
○大矢正君 私は、ただいま議題と
なつております石炭鉱害賠償担保等
臨時措置法に對する一部改正につ
いて反対したいと思います。
ただ、これは法案の内容それ自身に
ついて反対だというよりは、この法案
が将来及ぼす影響について、非常に多
くの不満を持っているわけでありま
す。法律の内容それ自身は、基金の三億
を四億にするというなら、追加出資を
するということでありませうから、それ

自身、鉦書の担保その他の意味においては賛成をすべき内容のものでありませんが、しかし、これはこの法律に限ったことではありませんが、中小企業に関連をする、たとえ公庫なり事業団というものに対する出資の場合においても、これからは法律の改正を必要としないで、予算措置のみで、できれば政令その他でもって実施をするということでありまして、実際のな議員の審議権と立法権の剝奪であるといつても過言でないと思つております。そういう意味において、いまさら議論をする気持ちはいささかありませんけれども、内容については賛成いたしますが、この法律が将来拘束する部面について反対をおこななければなりませんので、この際、念のために反対理由を明らかにしておきます。

○委員長(岸田幸雄君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉦害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につき

ましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和三十九年四月十七日印刷

昭和三十九年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局